

宇土マリーナ利用案内

1. 施設利用許可と施設利用料

1. 宇土マリーナ施設の利用を希望される方は、「施設利用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して指定管理者に提出して下さい。
2. 施設利用許可申請書の申請内容に問題がなければ、指定管理者は施設使用上の許可条件を提示して「施設利用許可書」を発行します。
施設利用許可には、利用期間が1月未満の一般利用許可と、1月以上1年未満の専用利用許可があります。専用利用許可の発行に当たっては、利用者の審査をさせていただくことがあります。
3. 施設利用許可と施設利用料の請求は同時に行われます。施設利用許可を受けたあと、施設利用料を支払って下さい。
一般利用許可を受けた方は、施設利用許可を受けたときに、現金で支払って下さい。専用利用許可を受けた方は、管理者が別に発行する請求書により、現金でのお支払い、又は指定金融口座に振込んで下さい。

2. 利用時間及び休業日

1. 利用時間は、午前9時から午後5時までですが、4月から9月までの間は利用時間が延長されます。
月別また平日・休日別の営業時間の詳細は、宇土マリーナ営業日カレンダーで確認してください。
2. 毎週火曜日が定休日です。（火曜日が祝日の時は、その後にくる最初の平日が定休日になります。）また12月29日から1月3日までは年末年始休日です。また冬季に5日間マリーナ施設点検のため閉館します。冬季の施設点検閉館日は宇土マリーナ営業日カレンダーで確認してください。

3. 施設使用許可条件等

1. 施設のご利用に当たっては、以下の「宇土マリーナ利用方法」と「宇土マリーナ利用許可条件」を確認してください。